

## 11月16日「食の安全・安心を語る会」(第2回・第3回)意見概要

### (第2回)

- ・ 前文の「今こそ、生産者、事業者、県民の全てが～」のところ、この中に「県」が入っていないが、意図的に入れていないのか、それとも含まれているのか。  
→県が制定する条例なので、特に明示する必要はないと考えている。
- ・ 県の責務のところ、国の行政そのものの方向性が間違っている時など、県から国への提言は考えられないのか。そういうことを盛り込むのは無理なのか  
→4ページ具体的施策を規定しているところに、国との連携等の項目がある。
- ・ 特定事業者の責務はあえて設けていないが、今後、貿易自由化が進み、輸入食品も多数入ってくると思われるので、販売者の責務も入れておいた方がよいのではないか。  
→特定事業者は、6ページの第27条関係(自主回収報告)に規定する対象者として定義づけるために規定しているものであり、事業者(食品関連事業者)の責務の規定に含んでいると考えている。
- ・ TPP の問題等あり、輸入食品が増えてくることも想定される。この時期に条例を策定しても、今後内容が変わっていく可能性があると思うが、それを想定して条例を作るのか。新たな条文を落とし込むのか。  
→現時点では、実態、影響の詳細がわからないので、条文を盛り込むことは考えていない。
- ・ 生産資材(放射性物質に汚染された稲わらなど)も自主回収報告に入れた方がよいのではないか。同様に、危害情報の申出の対象も、食品等だけではなく、生産資材も入れた方がよいのではないか。  
→健康被害の直接的な因果関係を前提とすると、生産資材と食品による健康被害の関係が断定できないので、直接口にするものを対象として条例を策定している。生産資材の安全性は、関係法令(肥料取締法、飼料安全法等)で規定されているのではないか。
- ・ 自主回収は、行政の判断(法に基づく)以前に事業者自身が問題あると判断した場合(法で規制していない部分)の自主回収ととらえるならば、未然防止という観点から、生産資材も含めても良いのではないか。  
→強いていえば、第30条(措置勧告)に該当するかもしれないが、再検討する。
- ・ 第30条(措置勧告)について、他法令で網にかけられない事例について、すでに想定している事例はあるのか。  
→想定している事例はないが、現在・将来の事象を全て想定できるものではないので、このような規定をおくことを考えている。

(第3回)

- ・ 「県民は」「県内の食の安全」と言われたが、例えば放射能汚染のように外からくるものに対して、食の安全が不安ということになった場合には、条例とどういう関係があるのか。また、県内の農産物については分かるが、輸入食品の範囲はこの条例の中にどのように取り込まれるのか。  
→本県に流通するものについては、射程内にある。(現行も食品衛生監視指導計画の中で行っている)  
他県の農業生産者に対して直接この条例の効力を発揮することはできないが、県内で流通する段階では、適用対象となる。
- ・ 消費者が意見を述べることができるかとあるが、どういう機会に具体的に意見を述べることができるか。  
→常態的に、いつでも意見を述べられるようにという意味。
- ・ 具体的な内容は、今後推進計画などを立ててなされていくのか。原産地表示については条例に記載があるが、それ以外に遺伝子組み換え食品、生産資材、放射性物質検査などへの対応については推進計画で示されるのか。具体的な記載がないので、これを見てどうとらえてよいかわからない。  
→推進計画の検討の中で対応していく。
- ・ 学校給食は地産地消を進めていて、道の駅や直売所から直接納めてもらっており、八百屋を通さない場合もかなりある。果物については、農協に出荷する時に、使用した農薬の証明書を出さないと出荷できないと聞いているが、野菜の場合はそういうことはないのかについて教えてもらいたい。地産地消を進めていく上で、信頼はしているが、実際どうなのか教えてもらいたい。  
補足資料3番の観光農園や直売所などで生産者が販売する場合は、上記の基準は適用しないということが書いてあるので、そのような場合は、今話された表示の問題はどうなるのか教えて欲しい。  
→証明書はどうか分からないが、防除歴は作成している。  
生産したその場で販売する場合は、JAS法では、表示義務はない。
- ・ 条例に基づく計画について、県庁の関係部署が連携を取りながら実施していくと思うが、どのようになされるのか。  
→当課で統括して進行管理は行っていく。結果は安全会議で報告し、意見をいただきながら検討を行っていく。
- ・ 情勢はどんどん変化していくが、条例の見直しは定期的に行われるのか。  
→必要と考えられる条項が発生した場合には、追加も考えていくことになる。  
審議会や施策の提案制度などとおして、必要に応じて見直す。

- ・ 施行は24年4月1日ということだが、規制条項だけが6ヶ月とか12ヶ月の周知期間をおくということだが、公表の規定についても規制条項に該当するのだろうか。  
→対象となる。規制は食の安全・安心について、より実のある成果を挙げることが目的であり、そのためには食に関わる関係者に知って頂くということが必要であると考えているので、周知期間を十分におきたいと考えている。